

情報 あらかると

今月の税金と料金納付

国民健康保険税.....第3期分
 上下水道使用料.....7・8月分
 保育料.....9月分
 町営住宅家賃.....9月分
 児童クラブ育成料.....8月分

*納入期限.....10月2日(月)

便利な口座振替の利用を！
 (申請は税務課または町内金融機関で)

7月の事故・犯罪状況

事故

	人数	累計【1-7月】
死亡	0	0
重傷	0	3

犯罪

	件数	累計【1-7月】
侵入盗	2	37
車両盗	8	65
その他	10	140
合計	20	242

7月の火災・救急件数

火災

	件数	累計【1-7月】
建物	1	5
林野	0	0
その他	0	4
合計	1	9

救急

	件数	累計【1-7月】
急病	79	501
交通	13	102
その他	29	173
合計	121	776

キッズ

青空わくわくあそびランド 特別企画に参加しよう

外で体を動かすことが気持ちの良い季節になりました。親子でのびのび遊びましょう。

とき 10月24日(火) 午前10時～11時
 *雨天の場合は26日(木)

ところ 町民会館 センタープラザ
 内容 体操、手遊び、お話
 対象者 町内在住で未就園児とその親

定員 120組 *先着順

参加費 無料

そのほか 動きやすい服装でください。

申込み 10月11日(水)から13日(金)までに菱池子育て支援センター(☎62-8333)へお申し込みください。

わくわくあそびランド おいでよ

とき	ところ
10月10日(火)	わしだ保育園
10月16日(月)	幸田保育園
10月17日(火)	菱池保育園
10月18日(水)	豊坂保育園

時間 午前10時～11時

内容 体を動かして遊ぼう

対象者 町内在住で未就園児とその親

参加費 無料

申込み 当日会場で受け付けします。

問合せ 菱池子育て支援センター
 ☎62-8333

スポーツ

第40回町民スポーツ大会で 優勝を狙おう！

少林寺拳法

とき 9月24日(日) 午前10時～

ところ 幸田中学校武道館

参加資格 町内在住・在勤者

申込み 9月15日(金)までに生涯学習課

スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

少年サッカー

とき 9月30日(土) 午前9時～

ところ 幸田中央公園

部門 小学生1・2年の部、小学生3・4年の部、小学生5・6年の部、中学生の部 *1チーム6人制のミニサッカーで登録は10人まで

参加資格 町内在住

そのほか 雨天の場合は10月1日(日)に順延

申込み 9月21日(木)までに申込書を生涯学習課スポーツ係(内線411)まで提出してください。

硬式テニス

とき シングルス 10月8日(日)/ダブルス 10月15日(日)

*両日とも男子は午前9時から、女子は午前11時30分からです。

ところ 文化広場テニスコート・豊坂テニスコート

参加資格 町内在住・在勤者

そのほか 雨天の場合は29日(日)に順延

申込み 9月22日(金)までに生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

幸田発見ウォークに参加しよう

日ごろ住んでいる幸田町を歩いてみて、今まで知らなかった新しい幸田を発見してみませんか？

とき 9月23日(土) 午前9時～

*雨天中止

集合場所 町民会館 センタープラザ
 対象者 健康なかならどなたでも
 *小学3年生以下のかたは保護者の同伴が必要です。

コース

ロングコース 約12.6km

町民会館 北部中学校 坂崎

彦左公園 京ヶ峯 大草 町民会館

ショートコース 約7.6km

町民会館 北部中学校 坂崎

大草 町民会館

申込み 9月19日(火)までに、生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

第29回新春駅伝・ファミリージョギング大会運営ボランティア募集

平成19年1月28日(日)に開催される新春駅伝・ファミリージョギング大会の運営にあたり、大会をサポートしていただくボランティアのかたを募集します。皆様のご参加をお待ちしています。なお、ボランティアのかたは平成19年1月20日(土)の事前説明会にも出席をお願いします。

定員 50人程度

内容 会場整理、交通整理

資格 中学生以上(ただし、18歳未満のかたは保護者の同意が必要です。)

申込み 10月31日(火)までに、生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

バドミントン教室に参加しよう

とき 9月23日から11月25日までの毎週土曜日(全10回)午前9時30分~11時30分

ところ 勤労者体育センター

対象者 町内在住・在勤者で中学生以上のかた(初心者対象)

定員 30人 *先着順

受講料 2,000円

申込み 9月4日(月)から14日(木)までに、生涯学習課スポーツ係(内線411)へお申し込みください。

イベント

親子写生大会を開催します



色鮮やかなコスモスをテーマに描いてみませんか。

とき 10月21日(土) 午前9時~正午
*雨天の場合は28日(土)に順延

ところ 町民会館周辺

対象者 町内小学生と保護者

定員 50組

講師 尾崎信雄氏

参加費 無料

申込み 10月6日(金)までに、生涯学習課生涯学習係(内線413)へお申し込みください。

フレンドシップ相手国カンボジアを知ろう!! 国際交流講演会を行います

とき 9月30日(土) 午後2時~

*開場は午後1時30分~

ところ 幸田町商工会館 3階ホール

演題 アンコール・ワットの、むかしといま

講師 丸井雅子氏(上智大学外国語

学部アジア文化研究室講師)

定員 100人

参加費 無料

問合せ 幸田町国際交流協会

☎62 - 2424 (火・水・金曜日の

午後1時~4時)

金婚・ダイヤモンド婚のご夫婦に社会福祉大会で記念品を贈呈します

とき 12月3日(日) 午前10時~

ところ 町民会館 つばきホール

対象者 金婚(結婚されて50年目)・

昭和31年中に結婚式を挙げたか

たまたは婚姻届を出したかた/ダ

イヤモンド婚(同60年目)・昭和

21年中に結婚式を挙げたかた

または婚姻届を出したかた

申込み 該当するご夫婦は10月20

日(金)までに、福祉介護課福祉係(内

線128)または社会福祉協議会(☎

62 - 7171)へお申し込みください。

ボランティアふれ愛フェスティバル in もちの木広場

ボランティア活動に意欲や興味があるみなさんとNPO団体との楽しい出会いの場となるイベントを開催します。

とき 9月24日(日)午前10時30分~

午後6時(予定)

ところ 久屋大通公園もちの木広場(名古屋市中区)

内容 NPOの活動紹介、ボランティア・NPO活動の相談コーナー、トークショーなど

参加費 無料

問合せ 県社会活動推進課NPO・ボランティアグループ

☎052 - 961 - 8100

9・10月の老人福祉センター行事

日程 9月19日(火) 幸田岳風会

詩吟/20日(水) せん茶の会/27

日(水) やよいショー/29日(金)

大正琴/10月3日(火) 友華の会

日舞/4日(水) せん茶の会/6日

(金) 東栄会 民踊/10日(火) や

よいショー/11日(水) 日舞/13

日(金) 芦谷 民謡クラブ

時間 せん茶は午前10時~正午、

芸能は午後1時~2時

問合せ 老人福祉センター

☎62 - 7224

制度

私立高等学校などの授業料の補助申請手続きをお忘れなく

対象者 私立高等学校の全日制課程に在学しているかた、または専修学校の高等課程(修学年限が3年の課程に限る)に在学し、当該高等学校の卒業資格が得られると見込まれるかたの保護者

基準 10月1日現在、保護者が本町に居住し、住民基本台帳に記載または外国人登録されているかた

補助額 1学年度につき1万2,000円
手続き 関係書類は当該学校などにありますので、学校の指示に従ってください。

期限 学校の定める日、または直接提出の場合は10月31日(火)までです。

問合せ 学校教育課学校教育係(内線422)

試験

危険物取扱者試験を行います

とき 10月29日(日)
 ところ 名古屋市内
 試験種類 甲種、乙種第1～6類、
 丙種
 願書の配布 9月11日(月)から消防署
 で配布します。
 願書の受付 9月25日(月)から29日
 (金までに(財)消防試験研究センター
 愛知県支部へ郵送または持参くだ
 さい。
 問合せ 消防課予防係
 ☎63 - 0119

相談

法律無料相談会を開催します

とき 10月4日(水) 午後1時～4時
 ところ 岡崎シビックセンター
 (岡崎市羽根町字貴登野15番地)
 相談内容 司法書士会:売買、贈与、
 相続、自己破産、成年後見など、
 土地家屋調査士会:土地の境界、
 面積測量など
 問合せ 愛知県司法書士会西三河支
 部 ☎58 - 0246、愛知県土地家
 屋調査士会 ☎55 - 8851

募集

児童館職員嘱託員を募集します

対象者 保育士免許、教員免許を取
 得し健康なかた
 採用人数 1人
 勤務内容 児童厚生員業務
 勤務時間 午前10時～午後5時
 * 週18時間以内
 勤務場所 深溝児童館
 提出書類
 ①履歴書

②健康診断書

③免許取得を証明できるもの
 給与 幸田町嘱託員報酬基準による
 そのほか 応募者多数の場合は面接
 などの選考を行います。
 申込み 9月20日(水)までに住民児童
 課保育児童係へ書類を提出してく
 ださい。

私立幼稚園児を募集します

入園手続き 10月
 2日(月)から受け
 付けを開始しま
 すので、希望の
 かたは各幼稚園
 にお申し込みく
 ださい。定員になり次第締め切り
 ます。



願書 9月1日(金)から下記の幼稚園
 で配布いたします。

そのほか 募集人数など詳しくは各
 幼稚園へお問い合わせください。

私立幼稚園一覧表

幼稚園名	所在地	電話番号
幸田あけぼの 第一幼稚園	大草	62 - 8032
幸田あけぼの 第二幼稚園	深溝	62 - 7363
たつみ第二幼 稚園	坂崎	62 - 9588

お知らせ

ごみの野焼きは禁止です

ごみは、決められた方法にて出しま
 しょう!

廃棄物の処理および清掃に関する
 法律により、廃棄物処理基準(注)
 に合わない焼却炉では、一切燃やす
 ことが禁止されています。

ドラム缶や家庭用の焼却炉によ
 るごみの焼却はできません。ごみを
 燃やしたときに発生する煙には、ダ
 イオキシソ類が含まれるだけでなく、
 臭いや灰などで周りのかたの迷
 惑になります。

事業活動はもちろん一般家庭から
 排出されるごみなどはあらかじめ決

められた方法にて処理しましょう。
 例外規定も設けられていますが、む
 やみに焼却してよいというわけ
 はありません。地域の生活環境に与
 える影響が軽微であることが条件で
 す。

例外規定 以下の場合、焼却する
 ことを許可されています。

- ①河川、森林、自然公園の管理を
 行うための草焼き、剪定枝の処
 理および災害などの応急処置、
 防災訓練などに必要な焼却
- ②凍霜害防止のための稲わらの焼
 却
- ③農業・林業を営むためにやむを
 得ないもの(稲わら、畔の草、
 剪定枝などの焼却)
- ④習慣上または宗教上の行事を行
 うために必要な焼却
- ⑤林業者、農業者が伐採した枝の
 焼却
- ⑥たき火、キャンプファイヤーな
 ど日常生活を営むうえで軽微な
 もの

注 廃棄物焼却炉の構造基準

- ①ごみを燃焼室で800 以上の状
 態で燃やすことができるもの。
- ②燃焼に必要な量の空気の通風が
 行われるものであること。
- ③外気と遮断された状態でごみを
 燃焼室に投入できること。
- ④燃焼室の温度を測定できる装置
 があること。
- ⑤高温で燃焼できる助燃装置があ
 ること。

問合せ 保健環境課管理係
 (内線182)

福祉車両の貸し出し事業を 始めました

スロープを使用して車いすに乗っ
 たまま車両の中へ入れます。補助
 シートを使用すれば、車いすのかた
 を含め4人までご利用いただけます。
 ご利用できるかた 町内在住の車い
 すを必要とするかたで、運転者(運
 転免許取得後6か月以上経過して
 いるかた)を確保できるかた。

貸し出し期間 最高3日間

* 車両の貸し出しおよび返却は、

平日の午前8時30分から午後5時15分までです。

使用料 無料 * 返却時は燃料を満タンにしてお返しください。

申込み 車両を使用する日までに、幸田町社会福祉協議会(☎62-7171)へお申し込みください。

犬を飼っているかたへ

人に迷惑をかけないように犬を飼いましょう

あなたの周りは犬の好きなかたばかりではありません。犬の鳴き声や悪臭などで近所に迷惑をかけないようにし、犬を飼っている周囲は、いつも清潔にしておきましょう。また、以下のことにも気をつけましょう。

- 放し飼いは絶対にやめましょう
- 狂犬病の予防注射は年1回必ず受けましょう
- 犬の登録をしたら必ず鑑札をつけましょう

犬のフンの後始末はきちんと行いましょう

道路や公園などには、犬のふんが散乱しています。道路や公園などは、みんなのもので、みんなが気持ちよく利用できるように、犬のフンは飼い主が責任を持って片付けましょう。

また、飼っている犬がいなくなった場合には、速やかに保健環境課にご連絡ください。

問合せ 保健環境課管理係
(内線182)



各種申請書などの作成を他人に依頼する場合はご注意ください

官公署に提出する各種申請書、届出書などについて、他人にその作成を依頼したり、相談したり、それら

の書類を県や市町村などの官公署に提出する手続きの代理を依頼したりすることがありますが、こうしたときのために、行政書士制度があります。行政書士は、行政書士会の会員として、行政書士法に基づき次の業務を行っています。

- ①官公署に提出する書類、権利義務・事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)の作成
- ②①の書類を官公署に提出する手続きの代理
- ③行政書士が作成することができる書類の契約代理
- ④①の書類の契約代理の書類の作成についての相談

行政書士会の会員でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て①の業務を行うことは、行政書士法により禁止されており、それに違反した場合は罰せられることになっております。官公署に提出する書類の作成を他人に依頼するときは、ご注意ください。

問合せ 愛知県行政書士会
☎052-931-4068

社会生活基本調査にご協力ください

総務省統計局では、10月20日現在で、社会生活基本調査を実施します。

この調査は、国民の生活時間の過ごし方や、インターネットの利用、学習・研究、ボランティア活動、スポーツ、趣味・娯楽、旅行・行楽など、多様化する国民の社会生活の実態を総合的に明らかにするものです。調査結果は、少子・高齢化対策など各種行政施策の基礎資料となります。

調査対象は、指定された調査区の中から選定した約8万世帯(そのうち愛知県は約2,700世帯)で、その世帯に住んでいる10歳以上の家族の皆様です。

10月上旬から中旬にかけて愛知県知事が任命した統計調査員が調査世帯をお訪ねします。調査票の記入にご協力をお願いします。

問合せ 県民生活部統計課
☎052-954-6100

幸田町長選挙の結果

8月6日に執行された幸田町長選挙の投開票結果をお知らせします。28年ぶりの選挙戦となり、下記のとおり近藤徳光氏が3選を果たしました。
候補者別得票数

	当選 近藤とくみつ	杉浦かずしげ	合計
得票数(票)	9,850	4,319	14,169
得票率(%)	69.52	30.48	100.00

無効投票数(票)・・・162

投票区別投票状況

投票区(投票場所)	当日の有権者数(人)	投票者数(人)	投票率(%)
第1投票区(坂崎小学校)	2,564	1,298	50.62
第2投票区(幸田小学校)	3,964	1,865	47.05
第3投票区(わしだ保育園)	2,260	1,160	51.33
第4投票区(菱池保育園)	3,746	1,598	42.66
第5投票区(中央小学校)	1,853	774	41.77
第6投票区(荻谷小学校)	4,414	2,029	45.97
第7投票区(深溝小学校)	4,168	1,952	46.83
第8投票区(高齢者ふれあいプラザ)	1,884	944	50.11
第9投票区(豊坂小学校)	1,944	1,129	58.08
期日前投票(幸田中央公園管理棟)	—	1,582	—
合計	26,797	14,331	53.48

問合せ 幸田町選挙管理委員会(総務課内、内線334・335)

お知らせ

動物愛護週間とイベントのお知らせ

9月20日から26日までは「動物愛護週間」です。

動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から県内4か所の愛知県動物保護管理センターでイベントを開催します。

とき・問合せ

- ①20日(水)尾張支所(一宮市浅井町西海戸字余陸寺31番地1)
☎0586 - 78 - 2595
- ②21日(木)東三河支所(豊橋市神野新田町字京ノ割50番地2)
☎0532 - 33 - 3777
- ③23日(土)本所(豊田市穂積町新屋73-3) ☎0565 - 58 - 2323
- ④24日(日)知多支所(半田市乙川末広町100番地1)
☎0569 - 21 - 5567

いずれも午前10時～午後3時

内容

- ・犬とのふれあい
- ・キーホルダーなど(プラバン)の作成
- ・犬・猫のパネル展示
- ・犬と一緒に散歩、わなげ、お絵かき、塗り絵、カッティングシール作りコーナー(本所のみ)
- ・動物との記念写真(知多・東三河支所のみ)
- ・動物クイズ(知多支所のみ)などを予定。

問合せ 愛知県動物保護管理センター本所 ☎0565 - 58 - 2323

事業所・企業統計調査にご協力ください

この調査は、10月1日を基準日に商店や工場、会社をはじめとして、銀行、学校、駅、病院などすべての事業所が対象となる、全国一斉に行われる大規模な調査です。

9月下旬から、皆さんの事業所に県知事が任命した調査員が伺いますので、調査票への記入にご協力をお願いします。

答えていただいた調査内容を、ほ

かに漏らしたり、統計以外の目的に使用することは統計法で禁じています。

問合せ 企画情報課情報係
(内線323)

屋外広告物を出すときはルールを守りましょう

ポスター、はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告板、広告塔などの屋外広告物を無秩序・無制限に出されると、まちの美観や自然環境を損なうことにつながります。屋外広告物を出すときは、事前に市町村役場の屋外広告物担当に相談し、条例を守って、周囲の景観との調和を図りましょう。

問合せ 都市計画課計画整備係
(内線242)

恩給欠格者・引揚者の皆さんへ

旧軍人などで恩給などを受けていない恩給欠格者のかた、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられたかたに内閣総理大臣名の書状などを贈呈しています。

請求について 書類は役場1階5番窓口(福祉介護課)に置いてあり

毎月の相談

行政相談(電話相談可)

とき 毎月第3水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター

問合せ 総務課法規庶務係(内線331)

*電話相談の場合は、安藤茂氏
(☎62 - 4674)へ。

人権相談

とき 毎月第1水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター

問合せ 住民児童課戸籍住民係(内線112)

消費生活相談

とき 毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分

ところ 西三河県民生活プラザ

問合せ 西三河県民生活プラザ

☎27 - 0999

無料法律相談(予約制)

とき 毎月第2木曜日 午後1時～3時
ところ 役場3階301会議室

問合せ 住民児童課戸籍住民係(内線112)

司法書士法律困りごと相談(予約制)

とき 毎月第3水曜日 午後1時～4時
ところ 福祉サービスセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎62 - 7171

建築無料相談

とき 毎月第2・4水曜日 午後1時～4時
ところ 役場4階401会議室

問合せ 都市計画課建築係(内線241)

心配ごとお気軽相談(電話相談可)

とき 毎週水曜日 午前9時～正午
ところ 福祉サービスセンター

問合せ 社会福祉協議会 ☎62 - 7171

教育相談

とき 毎週火～金曜日 午前10時～午後6時

ところ 旧消防庁舎内教育相談室(2,3階)

問合せ TEL・FAX63 - 1188

Eメール soudan@sk2.aitai.ne.jp

身障者・知的障害者相談

とき 身障者相談 毎月第1・3火曜日
/ 知的障害者相談 毎月第2・4火曜日

*ともに午前10時～午後3時

ところ つどいの家相談室

問合せ つどいの家 ☎63 - 2941

精神保健福祉(心の病、心の健康)

相談(予約制)

とき 毎月第1火曜日 午後1時30分～3時30分

ところ 保健センター

問合せ 西尾保健所地域保健課
☎0563 - 56 - 5241

女性相談

とき 毎月第4水曜日 午前10時～午後4時

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

母子家庭相談(電話相談可)

とき 随時受付

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

または西三河事務所健康福祉課

☎27 - 2719

子育て相談(訪問相談可)

とき

月～金曜日 午前8時30分～午後5時
土曜日 午前8時30分～正午

ところ 子育て支援センター

問合せ 子育て支援センター ☎62 - 8333

こどもの相談

とき 毎月第2水曜日 午前10時～午後4時

ところ 福祉サービスセンター

問合せ 福祉介護課福祉係(内線124)

ます。
問合せ 独立行政法人平和記念事業
特別基金 ☎0120 - 234 - 933

プロパンガスをお使いのかたへ

地震の時には、
使用中のすべての
ガス栓を閉め
て火を消してく
ださい。揺れが大きかった時は、戸
外のボンベバルブも閉めてください。



火災が発生したら、ボンベバルブ
を閉め、消防署員にボンベの位置を
知らせ、後の処理を頼んでください。

洪水の恐れがある時には、ボンベ
バルブを閉め、ボンベが倒れたり流
されたりしないか、しっかりと固定
されているかを確認してください。

災害後、再びガスを使う時は、必
ずプロパンガスの販売店や保安機関
の点検を受けてから使用してくださ
い。(ボンベのバルブの閉め方は、
時計と同じ右回しです。)

問合せ 県防災局消防保安課
☎052 - 954 - 6197

ご存知ですか？警察相談 かけて安心 #9110

警察では、全国共通の警察相談ダ
イヤル「#9110」で、犯罪などの
被害を防止するための相談や皆さん
の生活の安全と平穏に関する相談に
お応えしています。

相談員と一緒に問題解決の糸口を
探します。内容によっては専門の相
談機関をご案内します。相談する方
の秘密は堅く守りますので、安心し
てご相談ください。

相談ダイヤル #9110 (プッシュ
回線) または ☎052 - 953 - 9110
開設時間 月曜日から金曜日 (祝日
および年末年始を除く) 午前9時
~ 午後5時

防災行政無線戸別受信機の 電池交換をお願いします

戸別受信機は、災害などの緊急時
に町からの重要な情報を受ける機器
で、停電時には内蔵の単二乾電池4
本で作動するようになっています。

しかし、電池の容量が低下すると作
動しないこともあります。液漏れに
よる機器の損傷を防止するためにも
電池交換が必要です。9月1日の「防
災の日」を機会に、年に一度は乾電
池の交換をお願いします。

なお、緊急時の情報収集のため、
スイッチは必ず入れておいてくださ
い。

問合せ 消防署通信係
☎63 - 0119



介護保険被保険者証 交付説明会を行います

満65歳になられると介護保険の
第1号被保険者となりますので、被
保険者証を交付し、介護保険制度の
説明を行います。

とき 9月28日(木) 午前10時~11時
ところ 保健センター 視聴覚室
対象者 昭和16年10月2日から同年
11月1日生まれのかた

持ち物 筆記用具 *介護保険料の
口座振替を希望される場合は、預
金通帳と届出印をご持参くださ
い。

問合せ 福祉介護課介護保険係
(内線126)

寄付・救援金

寄付ありがとうございます(敬称略)

幸田町社会福祉協議会へ
▶(株)幸田セントラルボウル 金
10万円 / 西三河ヤクルト販売
(株)金1万3,000円 / チャリティー
ゴルフ友の会 金6,250円

救援金のご協力ありがと うございます(敬称略)

ジャワ島中部地震災害救援金
▶日本赤十字社幸田町分区
金5万9,419円

人口動態 [H18.8.1現在]

総人口 35,606人 (前月比+109人)
内 男 17,913人 女 17,693人
世帯数 11,897戸 (前月比+76戸)

7月中の異動
出生 28人 (男 12人 女 16人)
死亡 13人 (男 8人 女 5人)
転入 208人 (男 111人 女 97人)
転出 114人 (男 65人 女 49人)

戸籍異動 7月届出分 (順不同・敬称略)

おめでとうございます

出生児	保護者	区
町田 怜央	美羽	鷺田
鈴木 颯太	健一	岩堀
柴田 聖也	暁	岩堀
兵藤 令菜	俊宏	鷺田
山岸 心晴	心一	横落
岩瀬 迅	真人	岩堀
田中 陽瑛	伸幸	桜坂
森永 結那	政寿	鷺田
大嶽 昂平	友義	幸田
溝尻 柑奈	忍	大草
内藤 心結	政徳	海谷
宮城うたの	紀男	岩堀
柴田 七望	将成	大草
牧原 千裕	哲哉	横落
杉山 想太	幹忠	鷺田
都築 岳義	道義	鷺田
石原 和果	友和	横落
橋本 梓未	満晴	市場
仲井 千智	雅之	高力
吉野 水咲	弘和	市場
平野 愛奈	正	高力
阪上 柚果	泰規	横落
迫 哲平	隆洋	岩堀
金森 士渡	尚人	坂崎
山崎 もも	純	上六栗

おくやみ申し上げます

死亡者	年齢	世帯主	区
池田 敏子	70	池田 正義	里
内藤 末次	83	内藤 幹雄	野場
吉田 純一	56	吉田なみ子	高力
長谷 光一	59	長谷 英樹	桐山
小林 糸枝	59	小林 孝教	岩堀
山下 ふみ	94	山下 英雄	幸田
星野 實	75	星野 利隆	芦谷

※プライバシー保護のため、希望者のみ
掲載しています。掲載希望のかたは、届
け出時に住民児童課にお申し出下さい。

医療費の自己負担などが変わります

平成18年10月から医療保険制度が改正され、医療費の自己負担などが変わります

70歳未満の人は

- 高額療養費の自己負担額が変わります。
- 人口透析を要する上位所得者の自己負担限度額が変わりません。

70歳以上の人は

- 現役並み所得のある人の自己負担割合が変わります。
- 高額療養費の自己負担限度額が変わります。
- 療養病床に入院時の食費、居住費の負担が変わります。

こんなときも・・・

- 出産育児一時金が変わります。



70歳以上の現役並み所得者は自己負担が3割に

70歳以上で現役並みの所得がある人は、病院の窓口での自己負担が2割から3割に増えます。

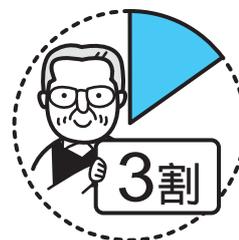
平成18年9月30日まで 2割



平成18年10月1日から 3割

現役並み所得者とは

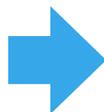
- ・ 課税所得145万円以上の高齢者
- ・ 収入合計が、夫婦世帯で年収520万円以上、単身世帯で年収383万円以上ある被保険者



出産育児一時金が変わります

被保険者が出産したときに受けられる出産育児一時金の支給額が、現行の30万円から35万円に上げられます。

平成18年9月30日まで
1児につき 300,000円



平成18年10月1日から
1児につき 350,000円



- 出産育児一時金受領委任払制度（国民健康保険被保険者）
- ・ 「受領委任払制度」とは、出産育児一時金を幸田町から直接、医療機関に支払う制度です。
 - ・ 一時的に多額の現金を準備する必要がなくなり便利です。
 - ・ 以下の条件に合う方
 - ① 幸田町の国保加入者
 - ② 妊娠4ヶ月以上、または、妊娠4ヶ月以上で出産したかた
 - ③ 医療機関から受領委任の同意を得たかた
 - ④ 国民健康保険税を滞納されていないかた

高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療機関に支払った自己負担額の合計（*1）が高額になった場合申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は高額療養費（高額医療費）として支給されます。

70歳以上の人（*1）同じ月内に医療機関に支払った自己負担額の合計

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	外来 （個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）		外来 （個人単位）	外来 + 入院（世帯単位）
一般	12,000 円	40,200 円	一般	12,000 円	44,400 円
現役並み 所得者	40,200 円	72,300 円 + 医療費が 361,500 円を超えた 場合は、その超えた分の 1 % を加算（4 回目以降の場合 40,200 円）	現役並み 所得者	44,400 円	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた 場合は、その超えた分の 1 % を加算（4 回目以降の場合 44,400 円）
低所得	8,000 円	24,600 円	低所得	8,000 円	24,600 円
低所得		15,000 円	低所得		15,000 円

70歳未満の人（*1）同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った自己負担額の合計

平成18年9月30日まで			平成18年10月1日から		
	3 回目まで	4 回目以降（注2）		3 回目まで	4 回目以降（注2）
一般	72,300 円 + 医療費が 241,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算	40,200 円	一般	80,100 円 + 医療費が 267,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算	44,400 円
上位所 得者 （注1）	139,800 円 + 医療費が 466,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算	77,700 円	上位所 得者 （注1）	150,000 円 + 医療費が 500,000 円を超えた場合は、 その超えた分の 1%を加算	83,400 円
住民税非 課税世帯	35,400 円	24,600 円	住民税非 課税世帯	35,400 円	24,600 円

（注1）基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯。（9月30日までは670万円）

（注2）過去12ヶ月間に、一つの世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額。

人工透析を要する上位所得者

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1ヶ月の自己負担額は1万円までとされていましたが、慢性腎不全で人工透析を要する上位所得者（注1）については、自己負担額が2万円に引き上げられます。



療養病床に入院する場合の食費・居住費負担が変わります

療養病床に入院する70歳以上の方は、食材料費相当のみの負担から食料費と居住費を負担することになります。



所得の低い人は負担が軽減されます。

- ・住民税非課税世帯 30,000円
- ・年金受給額 80万円以下等 22,000円